

飼養管理基準の運用に向けて

1. 殺処分の削減に向けた取組の加速

これまで重点的に取り組んできた飼い主責任の徹底による引取り数の削減に加え、譲渡促進・殺処分削減の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する。

保護犬猫についての周知を図る効果的な普及啓発手法、自治体と譲渡団体等のパートナーシップやネットワーク形成のあり方、一般家庭以外を含め犬猫が多様な活躍の場を得られる方策の検討など、多面的な取組を進めるための議論の場を設置することとする。

譲渡団体の活動費の確保については、殺処分がなくなることを目指して、都道府県等が引き取った犬猫の譲渡を推進することは、本来都道府県の事務であることを踏まえ、行政による委託をはじめ、優良事例や効果的な方策の検討を行い、経過措置期間中（令和5年5月末まで）に結論を得ることとしたいので、各自治体の取組について、情報提供をお願いしたい。

2. 飼養設備の改修等への対応

動物取扱業者の飼養設備の規模（ケージ・犬舎等のサイズ）に係る基準については、一部の事業者から、新型コロナウイルス感染症の影響から、建設資材やケージの調達等に問題が生じており、経過措置期間である令和4年6月までに基準を満たすことが難しいとの指摘がある。これを踏まえて、以下の対応を行う予定であり、各自治体の協力をお願いしたい。

- ① 環境省として、飼養設備改修等の課題の実態について、関係する事業者団体等からの聴取り等により情報収集を行う。
- ② 事業者から自治体に寄せられる相談内容について自治体からの情報提供を求める。
- ③ 今年度中に、環境省内に相談窓口を設置し、自治体からの相談に対して助言を行う。
- ④ 特に自治体の譲渡に協力する第二種事業者等については、譲渡先の分散など、基準への適合に向けた対応の円滑化について自治体に配慮を求める。

3. マイクロチップの装着義務化について

- ・マイクロチップについては、今後、法第 21 条第 1 項に基づき環境省令で定める遵守基準としても犬猫等販売業者における犬及び猫へのマイクロチップの装着等を規定する予定としている。
- ・この際、犬猫等販売業者が現に所有している販売犬猫、繁殖犬猫についても来年 6 月の施行時に装着を義務づける方向である。
- ・また、現在構築中のマイクロチップに関する情報登録システムにおいては、犬猫等販売業者について、販売に供される犬猫に関連する所有者等情報とそれらの親犬猫の繁殖回数及び年齢が確認できる方向で検討している。
- ・これらの措置によって、犬猫等販売業者による、繁殖に係る基準の遵守状況が効果的に確認できることから、当該義務の履行を一層担保することが可能となる。

参考：改正後の関連条文（令和 4 年 6 月 1 日施行）

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（略）を装着しなければならない。ただし、

2 （略）

4. 事業者が基準に適合するための措置

- ・新たな基準に適合する等の目的で飼養管理の状況を改善する意欲のある事業者に対しては、新たな設備投資や、従業員の雇用拡大等の対応を行うために必要となる融資や信用保証といった既存の制度を整理し、周知する準備を進めている。
- ・また引退犬猫等の譲渡を促進するため、効果的な普及啓発方法の検討や資金の確保の面で活用可能な優良事例の収集・分析等を行っていく予定である。

5. 厳格な法の運用について

- ・今般の飼養管理基準は、改善の意志がないような悪質な事業者に対して勧告、命令、取消等の厳格な処分を行いやすくするという観点を重視して、改正法の規定を踏まえて具体化されたものである。
- ・従って、基準が満たされていない場合は、勧告、命令、取消、告発等の処分を含めた厳格な対応を行っていく必要がある。
- ・一方、これまで取消等の処分まで至った例は少なく、こうした法運用に慣れていない自治体もあると思われるため、互いに連携して円滑な対応が行えるよう、今年度中に自治体からの照会・相談を受ける相談窓口を環境省に設置する予定である。